

地球温暖化対策地域協議会の現状と課題

平岡 俊一*

地域での市民参加・協働による地球温暖化対策を推進することを目的とした組織である「地球温暖化対策地域協議会」の組織体制、活動面の現状や課題について、アンケート調査の結果などをもとに明らかにし、さらに、活動が活発な組織の特性や、今後求められる取り組みについて考察した。地域協議会は、国の地球温暖化対策推進法によって定められた組織であり、今後、設立の増加が予想される。アンケート調査の結果、組織体制の面に関して、現在設立されている地域協議会には以下のような組織が多いことが明らかになった。1) 自治体が組織の運営等において中心的な役割を果たしている。2) 参加者・団体数が100未満、年間予算額が500万円以下の比較的小規模な組織。3) 広報・普及啓発関連の取り組みが中心となっている組織。そして、活動が活発であると捉えられる地域協議会には、市町村レベルで活動、自治体による明確な位置づけ、所在する地域における市民参加・協働の定着、といった共通する特性が見出せた。今後、地域協議会の活動を活性化させていく上で特に求められるのは、組織運営のコーディネーター役を担うことができる人的資源の確保である。

キーワード：地球温暖化対策地域協議会，地球温暖化対策，自治体，市民参加，協働

はじめに

地球温暖化対策地域協議会（以下、地域協議会）は、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、地球温暖化対策推進法）によって定められた、自治体、市民、事業者等の各主体の参加、協働のもとに、地域での地球温暖化対策を推進することを目的とした組織である。

今日、日本における地球温暖化対策（以下、温暖化対策）を前進させる上で、地域レベルでの温暖化対策を推進する重要性は大きい。温室効果ガスの排出動向は、地域特性や人口規模などによって大きく異なり、それに合わせた地域

単位での対策をとることが求められるためである。また、温暖化問題は、市民の日常生活から事業活動まで、幅広い分野の社会経済活動に起因しており、その対策において利害が関係する者（主体）は幅広い。よって、温暖化対策を進める上では、対策を行政だけが担うことには限界があり、関係する主体間での合意形成が不可欠であるため、市民や事業者をはじめとする多様な主体の参加、協力によって取り組みを行う、市民参加・協働型による対策が求められる（平岡，2004）。

地域協議会は、そういった地域レベルでの市民参加・協働型の温暖化対策を推進するための「場」となることが期待される組織である。詳しくは後述するが、地域協議会の設立・登録は

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

義務ではないものの、近年、市民参加・協働型の温暖化対策への注目が高まっていること、さらには、国による地域協議会に対する支援施策が拡充されていることから、今後、地域協議会の設立の増加、活動の活発化が予想される。

そういった状況に対して、現時点では、地域協議会を対象とした調査・研究はほとんど実施されていない。そのため、既存の地域協議会の組織体制面、活動面の現状に関してはほとんど把握されていない。

よって、本研究では、まず、地域協議会に関する制度、設置状況、既存の地域協議会の組織体制面の実態、活動の実施状況に関する現状や課題について、筆者が実施したアンケート等をはじめとする調査をもとに明らかにする。さらに、その結果を踏まえて、既存の地域協議会の中で、活発に活動を展開している組織に見出される特性、ならびに、地域協議会の活動をより活発化させるために求められる取り組みについて考察を行う。これらを明らかにすることは、今後の地域協議会のあり方について考える上で意義が大きいと考えられる。

本稿の構成は以下のとおりである。第1章では研究方法について述べる。第2章では、地域協議会の概要、具体的には、地域協議会の目的、設立状況、国の支援施策などについて述べる。第3章では、既存の地域協議会の組織体制、活動面の現状・課題について、アンケート調査結果をもとに分析、考察を行い、第4章においてその結果について整理する。最後に、第5章において、現時点で活動が活発であると捉えられる地域協議会の特性、今後の地域協議会に求められる取り組み、について考察を行う。

1．研究方法

本研究は、以下のような調査をもとに実施した。まず、地域協議会の全般的な概要を把握するために、環境省、各地域協議会のホームページ、各種資料の収集・分析、電話等による聞き取り、などの調査を行った。さらに、地域協議会の組織体制、活動等の実態や現状についてより詳しく把握するために、地域協議会を対象にしたアンケート調査¹⁾を実施した。

アンケート調査は、調査票を郵送する形式で実施した。対象は、環境省ホームページに2004年10月15日時点で地域協議会として公開され、かつ連絡先が判明した52組織である。調査期間は、2004年10月15日から11月16日で、回収数28、回収率54%となっている。

2．地球温暖化対策地域協議会の概要

2.1 地域協議会の目的

地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策推進法が2002年に改正された際に、新たに盛り込まれた制度である（第26条）。条文には、「地方公共団体、都道府県（地球温暖化防止活動推進）センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる」とある。地域協議会は、地域社会を構成する各主体の参加・協働によって、主に民生・業務部門における温暖化対策を推進することを目的とした組織であると捉えることができる。具体的に国によって想定されている取り組みとしては、市民の

取り組みを推進するための必要な支援策の検討，一般家庭，商店街等における温室効果ガスの削減効果のある機器等の普及，温暖化対策診断やエコドライブ診断の実施，リサイクル運動等地域ぐるみの取り組みの企画・推進，市民への普及啓発のためのシンポジウム，セミナーの開催，などがあげられている（環境省，2002）。

法律条文の最後の表現からも分かるように，地域協議会は，全ての地域，自治体に設立が義務付けられているものではなく，あくまでも任意で地域，自治体等が設立できるものとされている。設立の主体・構成員に関しても，その内訳や人数の制約は特になく，誰でも地域協議会を設立することができるとされている²⁾。また，法人格などに関する要件もなく，任意組織でも地域協議会になることができる。さらに，地域協議会は，環境省が設置する登録簿に登録し，組織の情報等について公開することができるが，これも法律で定められた地域協議会の設立の際の要件ではなく任意のものとなっている。このように，地域協議会は，国や自治体等への届け出，認可，登録といった手続きを必要とせず，地域の複数の主体が集まり，自分たちの集まり（組織）は地域協議会である，と位置づけられれば法律で定められた組織になる，というものであり，きわめて幅の広い位置づけをされた組織である。

環境省が，このような組織を地球温暖化対策推進法で定めた背景には，1990年代後半から，主に市町村レベルを中心に，各地で，地域の多様な主体の参加・協働によって様々な環境保全活動を実施する，「環境パートナーシップ組織」が盛んに設立されるようになったこと，さらに，それらの組織による活動の中から，温暖化対策に関して全国的にも先進事例として知

られる具体的な実践活動，社会モデルが生み出されるようになってきていること，などがあると考えられる³⁾。具体的な組織，活動の事例としては，例えば，京都市の「京のアジェンダ21フォーラム」，同組織による「KES環境マネジメントシステムスタンダード」，大阪府豊中市の「とよなか市民環境会議アジェンダ21」，同組織による「生ごみ堆肥化プロジェクト」などが挙げられる⁴⁾。こうした市民参加・協働型の温暖化対策を推進するための場，組織づくりを，他地域にも波及させようという意図が環境省にはあるものと考えられる。地域協議会という制度の登場には，地域レベルでの環境パートナーシップ組織等による活動の活発化を受けて，国が，そうした地域レベルでの市民参加・協働型の温暖化対策の実績や重要性を認めた，という意義を見出すことができる。

2.2 地域協議会の設立・登録状況

先述したように，地域協議会は，国等の認可，登録を必要としていないため，地域協議会の正確な設立状況について把握することは事実上不可能である。

ただし，国が設置している登録簿に任意で登録をしている地域協議会については，環境省のホームページから，その一覧や各組織の連絡先，構成員などを知ることができる⁵⁾。2005年1月時点で39組織が登録されている。さらに，環境省の調査によると（2004年4月），登録していない組織も含めた地域協議会の設立状況は，全国で54組織となっている（環境省，2004）。

都道府県単位で見ると，地域内に地域協議会が設立されている都道府県は26にのぼり，北は北海道，南は鹿児島県にまで至る（表1参照）。最も多いのは，北海道と鹿児島県の5組織で，

次に、山形県、大阪府、広島県の4組織が続いている。

また、先述したような、地域協議会が地球温暖化対策推進法で定められた経緯があることから、現在の地域協議会には、法律改正以前から活動を行っていた既存の環境パートナーシップ組織が、改正を受けて自らの組織を地域協議会として位置づけたケースと、法律で定められたことを契機に地域協議会として新規の組織を設立したケースの、2種類の組織に分かれている。

表1 地域協議会の都道府県別設立状況
(2004年4月時点)

北海道	5	京都府	3
宮城県	2	大阪府	4
秋田県	1	兵庫県	1
山形県	4	鳥取県	2
栃木県	2	岡山県	3
埼玉県	1	広島県	4
千葉県	1	山口県	2
東京都	1	徳島県	1
神奈川県	2	香川県	1
新潟県	1	福岡県	2
岐阜県	1	佐賀県	1
愛知県	1	熊本県	2
滋賀県	1	鹿児島県	5

(注1) 環境省(2004)をもとに筆者作成。

2.3 地域協議会に対する支援制度

地球温暖化対策推進法の改正以降、国(環境省)は、地域協議会の設立、活動を促すために財政支援を中心とする支援制度を実施している。特に、これまで経済産業省の所管であった「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」(以下、石油特別会計)⁶⁾が、環境省も加わり両省の共管となった2003年以降、環境省は、同会計を財源として、地域協議会を対象とした財政支援制度を相次いで設けて実施している。

具体的な制度としては、2003年には、地域協

議会代エネ・省エネ診断事業、地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業、2004年には、地域協議会対策促進事業(地域協議会代エネ・省エネ診断事業、地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業、民生用小型風力発電システム普及促進補助事業、家庭用小型燃料電池導入補助事業、複層ガラス等省エネ資材導入補助事業、等)などを実施している。予算規模は、2003年が3億円、2004年度は10億円となっており、事業数、予算規模とも増大している。

一連の支援施策について、特徴的なのは、電圧調整システム導入補助、小型風力発電システム設置補助など、温暖化対策に関する機器や設備、いわゆるハード導入に対する財政支援が中心になっていること、さらに、補助金の使い道があらかじめ国によって細かく規定されていること、などである。その結果、支援を受ける地域協議会側が、補助金を受け取って実施できる事業の幅が極めて限定されることになっている。また、多くの補助金が事業総額の2分の1、あるいは3分の1補助となっており、残りの予算を、地域協議会側が負担しなければならない。こういった点に関しては、詳しくは後述するが、地域協議会側からも批判の声があがっている。

3. 地域協議会の組織体制、活動の把握

以上のような地域協議会の概要を踏まえて、本章では、既存の地域協議会は、具体的に、どのような組織体制のもと運営されているのか、どのような活動を行っており、いかなる課題を抱えているのか、といった組織の現状、課題について、筆者が地域協議会を対象に実施したアンケート調査をもとに分析、考察を行う。なお、

アンケート調査の対象，回収数等の概要については第1章で既に述べたので省略する。

3.1 地域協議会の組織体制について

（1）地域協議会の活動範囲

まず，既存の地域協議会はどのような地域レベル単位で組織されているのか見る。地域協議会の活動範囲について聞いたところ，市町村レベルで活動をしている地域協議会が67%（19組織）と最も多く，次に都道府県レベルで活動する地域協議会が29%（8組織）と続いている。その他に，郡単位等の複数の市町村を跨いだ地域で活動している地域協議会も1組織あった。これらから，既存の地域協議会には，市町村単位で組織化され，活動をしている組織が多いことが分かる。

（2）地域協議会の設立・登録経緯

次に，地域協議会の設立，登録の経緯について見る。既存の環境パートナーシップ組織等を地域協議会として位置づけたり，登録を行った組織が64%（18組織），地球温暖化対策推進法を受けて新規の組織を地域協議会として設立，登録した地域協議会が36%（10組織）となっている。現時点では，以前から活動していた既存の環境パートナーシップ組織が，法律改正を受けて地域協議会となっているケースのほうが多いことが分かる。一方で，新たに地域協議会として組織を設立しているケースも少なくない。

（3）自治体の条例・計画等による位置づけの有無

地域協議会と自治体の関係について見るために，地域協議会が，所在する自治体の環境・温暖化対策関連の条例・計画等によって位置づけられているかどうか聞いた。その結果，位置づ

けがされている地域協議会は61%（17組織），位置づけがされていない地域協議会は39%（11組織）となっている。自治体の環境政策，温暖化対策の中で明確に位置づけがされ，自治体と何らかの関係をもっていると考えられる地域協議会のほうが多いことが分かる。位置づけをしている条例・計画について見ると，環境基本計画（8組織）が最も多く，地球温暖化防止地域推進計画（7組織）が次に続いている。

（4）地域協議会の参加者数・主体

地域協議会の組織規模について見るために，組織の参加人数・団体数について質問した。その結果，100名・団体未満の組織が50%（14組織）と多数を占めていた。その他には，100～500名・団体未満の組織が39%（11組織），1,000名・団体以上の組織が4%（1組織）となっている（図1参照）。既存の地域協議会には，比較的小規模の組織が多いことがうかがえる。

次に，地域協議会への参加主体について見ると，市町村（22組織），各種地域組織（21組織），一般市民（20組織），事業者関係（20組織），などが参加している組織は多い。それに対して，都道府県地球温暖化防止活動センター⁷⁾（6組織），地球温暖化防止活動推進員⁸⁾（10組織），都道府県（11組織）などが参加している地域協

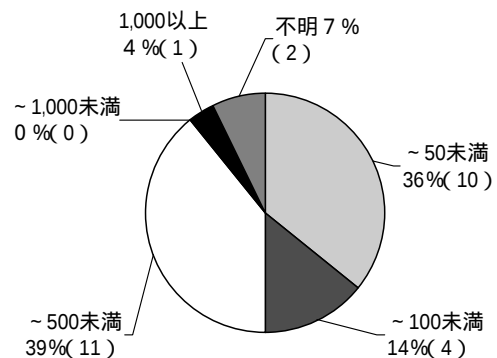


図1 地域協議会の参加者・団体数（n=28）

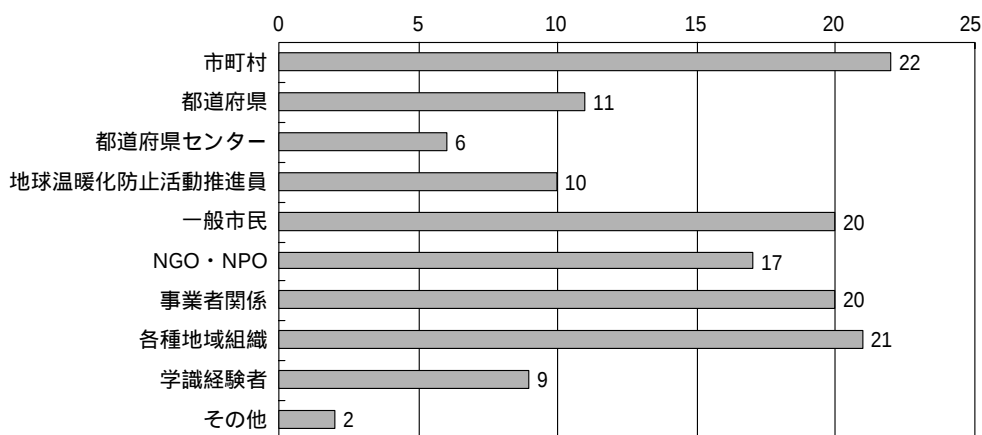


図2 地域協議会の参加主体（複数回答）（n=28）

議会は多くない（図2参照）。

地域協議会が市町村単位で活動している組織が多いこともあり、市町村をはじめとする地域社会の既存の主体の参加は進んでいる。一方で、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下、都道府県センター）や地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員）などの、地球温暖化対策推進法によって新たに制度化、位置づけが行われた主体の地域協議会への参加はまだ進んでいないことが分かる。

（5）地域協議会の事務局・事務局員の担い手

地域協議会の事務局がどの主体によって担われているか見る。市町村、都道府県などの自治体に事務局が置かれている地域協議会が74%（20組織）と多数を占めている。一方、地域協議会で独自の事務局をもっている組織は18%（5組織）と少ない。さらに、専任の事務局員の有無について見ると、専任の事務局員がいる地域協議会は21%（6組織）と少ない。残りの地域協議会では、自治体職員が通常の業務との兼任で、あるいは本来の仕事をもつ市民等のボランティアによって事務局員の役割が担われていると考えられる。

地域協議会の事務局機能が自治体によって担われている組織が多いことから、組織の運営において自治体为中心的、重要な役割を担っている地域協議会が多いことがうかがえる。さらに、専任の事務局員をもつ組織が少ないことから、人的資源の面において行政職員やボランティア等が運営の主要な担い手となっている地域協議会が多いことがうかがえる。

（6）地域協議会の会議・活動実施頻度

地域協議会としての活動の活発さについて見るために、会議や活動の実施頻度について聞いた（図3参照）。その結果、会議・活動を1ヶ月に1回以上実施している組織が32%（9組織）と最も多かった。以降、1年に1回以上が25%（7組織）、3ヶ月に1回以上が21%（6組織）と続いている。週1回以上活動を実施、という活動が非常に活発であると捉えられる地域協議会は7%と少ない（2組織）。しかし、それ以外については、月1回以上の活動実施、という活動が比較的活発であると捉えられる組織から、年1回程度の活動実施、という活動がそれほど活発でないと捉えられる組織まで、それぞれ一定数存在しており、地域協議会によって活

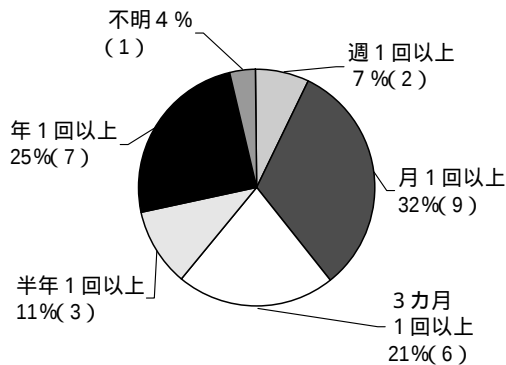


図3 地域協議会の会議・活動実施頻度（n=28）

動の頻度に幅があることがうかがえる。

実施頻度が週1回以上，月1回以上と回答している地域協議会11組織のうち，9組織は市町村単位で活動をしている組織であった。また，8組織は，所在自治体の条例・計画等によって位置づけがされている組織であった。さらに，5組織は，所在自治体の環境基本計画等を市民参加で策定したことを契機に設立された，既存の環境パートナーシップ組織であった。これらから，実施頻度という視点から見ると，市町村レベルを活動範囲とし，自治体の環境政策・温暖化対策などの中で明確に位置づけられている地域協議会のほうが，活動が活発であると捉えることができる。

（7）地域協議会の予算

地域協議会の年間予算額について見る。予算額が0円の組織が25%（7組織）と最も多かった。以降，100万円以上500万円未満の組織と1,000万円以上5,000万円未満の組織がそれぞれ18%（5組織），50万円以上100万円未満の組織が14%（4組織）となっている（図4参照）。1組織の年間予算としての最高額は3,900万円であった。これらから，地域協議会の予算額は，組織によって大きな幅があるが，全体的には，500万円以下の比較的財政規模が小さな地域協

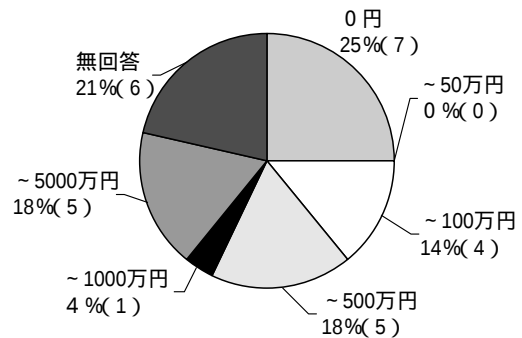


図4 地域協議会の年間予算額（n=28）

議会が多数を占めていることが分かる。

特に，地域協議会としての年間予算額が0円という組織が少なくないことに注目する必要がある。この質問に対して無回答だった地域協議会は21%（6組織）と多いが，これらの組織の中にも予算額が0円という組織は少なくないものと考えられる。これらからは，地域協議会としての財政基盤をもっていない組織が少なくないことがうかがえる。地域協議会としての年間予算がない組織は，活動そのものをしていない，あるいは所在自治体の予算によって活動を実施しているものと考えられる。ちなみに，予算額0円と回答した7地域協議会のうちの4組織が，所在自治体の条例・計画等に位置づけられていない組織であった。

一方で，活動予算が1,000万円を超えている5つの地域協議会について見ると，そのうちの4組織は市町村単位で活動をしている組織であった。さらに，全ての組織が，所在自治体の条例・計画によって位置づけがされている組織であった。また，3組織は，所在市町村の環境基本計画等を市民参加によって策定したことを契機に設立された既存の環境パートナーシップ組織であった。これらから，予算規模が比較的大きい地域協議会には，市町村レベルで活動して

いる、自治体の環境政策・温暖化対策などの中で明確に位置づけられている、組織が多いと捉えることができる。

3.2 地域協議会の活動について

（１）地域協議会の実施事業

まず、地域協議会としての事業の実施状況、事業内容について見る。ここでは、各地域協議会が実施している事業を分野別（「広報・普及啓発」、「モデル・実践活動」、「市民やNGO・NPOに対する活動支援」）に分類した。なお、広報・普及啓発関連の事業については、さらに、「イベント・シンポジウム等の開催・参加」、「学習会・セミナー等の開催・参加」、「冊子・パンフレット・教材等の作成・発行」と、「その他の広報・普及啓発活動（キャンペーンの実施など）」に細かく分類した。実施事業の中で最も多かったのは、「イベント・シンポジウム等の開催・参加」で35事業にのぼった。以降、「冊子・パンフレット・教材等の作成・発行」（32事業）、「モデル・実践活動」（17事業）、「調査・研究」（16事業）などの事業が続いている（表2参照）。全事業のうち、広報・普及啓発関連の事業の占める割合は68%と、同事業が、地域協議会が実施している事業の多数を占めていることが分かる。一方で、温暖化防止に関するモデル・実践活動、活動支援に関する事業は全体から見ると少ない。

事業の具体的内容について、主なものをあげ

ると、「自治体とのシンポジウムの共同開催」、「温暖化防止学習会の開催」、「環境家計簿の普及」、「家庭での温暖化防止診断事業」、「駅でのレンタサイクルシステム導入事業」、「エコマネー事業」、「自然エネルギー普及に関する研究」、などの取り組みがあった⁹⁾。

次に、地域協議会ごとの事業実施数を見ると、事業数が0、1の地域協議会はそれぞれ5組織ずつで、全体の36%を占めている。一方、事業数が5以上の地域協議会は9組織あった。実施事業数から見て、実質的に活動をしていない、活動が活発ではない、と捉えられる地域協議会は少なくないが、一方で、比較的活発に活動をしている地域協議会も同程度存在しており、実施している事業の数は地域協議会によって大きな幅があることが分かる。会議・活動等の実施頻度の結果と同様の傾向を示している。

年間予算額が0円であった7地域協議会の実施事業数を見ると、3組織が0、2組織が1であった。地域協議会としての予算をもっていない組織の多くが、活動自体もあまり活発ではないことがうかがえる。

事業実施数が5を超える9地域協議会のうちの7組織は、市町村単位で活動する地域協議会であった。さらに、全ての地域協議会が、所在市町村の条例・計画等によって位置づけが行われている組織であり、4組織が、所在自治体の環境基本計画等を市民参加で策定したことを契機に設立された、既存の環境パートナーシップ

表2 地域協議会の分野別実施事業数（延べ数）

イベント・シンポジウム等の開催・参加	35	調査・研究	16
学習会・セミナー等の開催・参加	13	モデル・実践活動	17
冊子・パンフレット・教材等の作成・発行	32	活動支援	5
その他の広報・普及啓発活動	10	活動拠点の運営	2

（注1）地域協議会からの回答を筆者が分野別に分類した。

組織であった。これらからは、事業実施数から見ても、市町村単位で活動し、自治体の環境政策・温暖化対策の中で明確に位置づけられている地域協議会のほうが、活動が活発であると捉えられる。

3.3 地域協議会と地域の各主体との連携

ここでは、地域協議会と、市町村、NGO・NPO、各種地域組織、事業者、推進員などの地域の各主体との間での連携の状況に注目する。調査では、主体ごとに、連携の有無、ならびに具体的な取り組みの内容について聞いている。

まず、市町村との連携について見ると、何らかの連携を図っている地域協議会は86%（24組織）と多数を占めている。大半の地域協議会が何らかの形で市町村と連携を図っていることが分かる。次に連携の具体的内容について見ると、「市町村が地域協議会の事務局・コーディネート役を担う」が最も多い（15組織）。その他には、「地域協議会の運営組織への市町村の参加」（10組織）、「市町村の温暖化対策への地域協議会の参加」（8組織）、「市町村と地域協議会の意見交換・協議の場の設置」（8組織）、などがあるが、それらの数自体は多くない（表3参照）。これらから、地域協議会と市町村との連携については、市町村からの地域協議会に対する支援、

という形による取り組みは一定進んでいるが、それ以外の取り組みの実施はあまり進んでいないことがうかがえる。

次に、NGO・NPO、各種地域組織との連携について見る。何らかの連携を図っている地域協議会は93%（26組織）となっており、こちらも大半の地域協議会が何らかの形でNGO・NPO、各種地域組織と連携を図っていることが分かる。連携の具体的内容について見ると、「地域協議会運営組織へのNGO・NPO、各種地域組織の参加」が最も多く（13組織）、「連携した事業の実施」（11組織）が次に続いている。しかし、それ以外については、「地域協議会との意見交換・協議の場の設置」が6組織、「研修の実施」が2組織、「財政的支援」が0組織と、取り組みを実施している地域協議会は少ない（表4参照）。

事業者関係との連携についても、他主体と比較すると少ないものの、何らかの連携を図っている地域協議会は71%（20組織）を占めている。しかし、連携の具体的内容を見ると、「地域協議会運営組織への事業者関係の参加」（10組織）が最も多く、以降は、「連携した事業の実施」が7組織、「地域協議会との意見交換・協議の場の設置」が5組織、「研修の実施」が5組織となっており、事業者との連携に関する取り組み

表3 市町村を対象にした支援、連携の具体的な取り組み内容（複数回答）

市町村からの研修等の支援	1	地域協議会の運営組織への市町村の参加	10
市町村からの財政的支援	6	連携した事業の実施	8
市町村からの人的支援	8	市町村の温暖化対策への地域協議会の参加	8
市町村からの地域協議会の基盤整備（事務所、資材等）に関する支援	5	市町村と地域協議会との意見交換・協議の場の設置	8
市町村が地域協議会の事務局・コーディネート役を担う	15	その他	0

表4 NGO・NPO，各種地域組織を対象にした支援，連携の具体的内容（複数回答）

研修の実施	2	連携した事業の実施	11
情報提供	8	地域協議会との意見交換・協議の場の設置	6
財政的支援	0	主体間の交流・協議の場の設置	3
相談・助言	4	自治体等との意見交換・協議の場の設置	2
地域協議会の運営組織への参加	13	その他	1

表5 事業者を対象にした支援，連携の具体的内容（複数回答）

研修の実施	5	連携した事業の実施	7
情報提供	5	地域協議会との意見交換・協議の場の設置	5
財政的支援	4	事業者間の交流・協議の場の設置	3
相談・助言	2	自治体等との意見交換・協議の場の設置	2
地域協議会の運営組織への参加	10	その他	1

はあまり活発でないことがうかがえる。（表5参照）

以上を踏まえると、NGO・NPO，各種地域組織，事業者との連携については，ほとんどの地域協議会が何らかの連携を図っているものの，の中で，研修の実施，相談・助言，といった各主体に対する支援や，主体間，自治体との間での交流・協議の場の設置，といった温暖化防止活動の担い手間のネットワーク構築などに関する取り組みを実施している地域協議会は少ないと捉えることができる。

最後に，地球温暖化防止活動推進員との連携について見る。何らかの連携を図っている地域協議会は36%（10組織）と，他主体と比べて関係を持っている組織は少ない。また，連携の具体的内容を見ると，最も多かったのは，「地域協議会の運営組織への推進員の参加」（7組織）であり，それ以降は，「連携した事業の実施」（4組織），「地域協議会との意見交換・協議の場の設置」（1組織），「推進員が地域協議会の事務局・コーディネート役を担う」（1組織）となっており，取り組みの実施数はいずれも非常に少ない。これらからは，同じ地球温暖化対

策推進法で位置づけられている主体である地域協議会と推進員との間での連携は，ほとんど進んでいないことがうかがえる。

3.4 地域協議会の役割・課題について

（1）地域協議会の活動の重点

地域協議会の役割について考えるために，各地域協議会が実際にどのような取り組みに重点を置いて活動しているか聞いた。各地域協議会の回答は表6のとおりであり，重点を置いている取り組みとして最も多かったのは，広報・普及啓発に関するものであった。次に多いのは，モデル・実践活動の実施，地域の各主体間のネットワークの構築・強化，に関するものであった。これらからは，自らの役割として，広報・普及啓発，モデル・実践活動，地域の各主体間のネットワーク構築・強化の実施，などを位置づけて活動している地域協議会が多いことがうかがえる。

地域協議会の役割として考えられるこれらの取り組みのうち，広報・普及啓発については，実際に地域協議会の実施事業として関連する取り組みが多かった。しかし，モデル・実践活動

表6 地域協議会の活動の重点

- ・市民・事業者の取り組みを促すための活動，自治体の独自性を出した活動
- ・普及啓発
- ・普及啓発が大切，地域では温暖化なんて知らない。
- ・普及啓発・情報提供，市民レベルで取り組める温暖化対策の取り組み促進
- ・温暖化防止に関する普及啓発
- ・今年度は循環型社会を推進することをテーマに，セミナー，施設見学会等を実施している。また，地域協議会を広く市民に知ってもらうためのPR活動
- ・地域のより良い環境作りに市，市民，市民団体，事業者が一体となり，力をあわせて取り組むこと
- ・主体間のネットワーク強化と市民への啓発。自治体で行っている温暖化診断事業への協力
- ・地球温暖化のための環境教育に重点をおき，中小企業のEMS普及を目指す
- ・来年度より，地球温暖化防止の取り組みを協議していく。地域での実践モデル事業活動を期待している
- ・事業推進のための連絡調整。事業を有効に推進するための方策についての審議，情報交換
- ・参加者が多くなったので，まずは協議会内での交流，情報交換などのネットワーク化が必要。当協議会のことを広く市民に知ってもらうための取り組みを検討中
- ・協議会としての方向性が定まっておらず，各団体が地球温暖化防止対策を行っていく
- ・地域全域で地球温暖化対策を促進するための方策について，情報交換，協議を行う
- ・省エネ，省資料，循環型社会形成，地球温暖化防止
- ・普及啓発，情報提供，各主体間のネットワーク，具体的取り組みの展開
- ・普及啓発・情報提供，モデル的实践活動
- ・市民，事業者の省資源，省エネルギーの推進
- ・市民，事業者，行政といった異なるセクターが連携して地球温暖化防止，持続可能な社会づくりに向けて取り組むための円卓会議の機能を果たすことが重要
- ・普及啓発，情報発信，市との連携，温暖化防止活動推進センターとの連携
- ・シンポジウムを成功させ，各主体がいろいろな立場でよく考え，行動ができるようにヒントをつかむことが重要である。今後会員を増大化させ，よりよい協議会づくりを目指したい
- ・本協議会は，環境問題全般に取り組む組織であり，温暖化対策にのみ特化したものではないが，その活動の中には温暖化防止を目的としているものも多い。実践活動に力を入れる

（注1）回答内容を全て掲載。ただし，回答した地域協議会が特定されないよう一部修正している。

の実施，主体間のネットワーク構築・強化については，先述したとおり，実際の取り組みはあまり進んでおらず，これらの分野の取り組みの強化が今後重要になってくるものと思われる。

（2）地域協議会が抱える問題・課題

地域協議会が現在抱えている問題・課題について，回答した担当者の個人的意見として聞いた。回答の具体的内容については表7のとおりである。多かったのは，参加者や財源の確保，組織の強化に関する問題・課題，活動の活性化や方向性の明確化に関する問題・課題などであった。

参加者・財源確保，組織強化に関する問題・課題からは，現在の地域協議会が，活動を担う

人材が不足している，参加者が少ない，組織・活動の基盤となる財源が不足している，といった課題を抱えていることがうかがえる。活動の活性化・方向性の明確化に関する問題・課題からは，地域協議会としての活動が進んでいない，地域協議会として何を目指してどのような活動をするのか明確化していない，といった課題を地域協議会が抱えていることがうかがえる。これらからは，地域協議会が組織体制，活動の両面において課題を抱えていることが分かる。

（3）国の支援制度に対する意見，要望

今回の調査では，国に対する意見，要望についても担当者の個人的意見として聞いた。その結果，国の地域協議会に対する支援制度の改善

表7 地域協議会が抱える問題・課題

参加者・財源の確保、組織の強化	・協議会の活動を拡充するにあたり、財源の確保及び会員の増加が課題となっている ・活動を担う人材の不足。法人化などの組織の強化（現在、事務局を自治体が担っているが、本格的な活動を行うためには専門の事務局が必要であると認識している。そのためには法人化など組織と資金力の強化は避けられない） ・それぞれの委員が仕事を持っており、なかなか会議等に出席できない団体・個人がある ・人材不足（質、量） ・人材、資金不足 ・参加人員の不足 ・活動の充実のために会員の拡大、育成が必要である ・地域内各地における協議会組織の形成が進んでいない ・事務局が県に設置されており、予算も県・市町村からの負担金がほとんどを占めていることから、今後自立的、主体的に活動を進めていく必要がある ・組織体制や自治体の関わりかたなど
活動の活性化、方向性の明確化	・取り組みの活発化 ・行政中心の協議会となっているため、加盟団体が形式的に参加している。協議会の今後のあり方が問題となっている ・活動内容のマンネリ化 ・自治体自体が温暖化対策についての意識が乏しい。財政力が乏しいために他の事業より優先度が低い。協議会自体が機能していない ・協議会としての方向性が定まっていらないのが現状である ・組織の活性化 ・活動がはじまったばかりで会の運営委員全体での方針、方向性がまだ見えてこない ・協議会をモデル的に立ち上げ、事業を実施する中で課題等を点検した段階、今後、役割を明確にし、幅広い主体の参画を得た、組織のあり方を検討していく必要がある ・全体の活動の中で協議会としての独自活動がとれない ・協議会の方向性をどうするか
地域協議会の知名度の向上	・地域団体への協力依頼。なかなか協力してもらえない、温暖化問題を知らない協議会の知名度向上等 ・環境以外での認知度が低い。市民への認知も高めようと広報活動はしているが、なかなか効果があがらない
その他	・プラットフォーム機能の強化 ・環境活動自己診断の普及の拡大 ・各人のレベルアップ、企画提案の立案 ・特になし ・現在のところまで、特になし

（注1）回答内容を全て掲載。ただし、回答した地域協議会が特定されないよう一部修正している。

（注2）複数の課題・問題をあげている回答については分割して明記している。

を求める意見が全体の6割を占めた。具体的には、「財政支援をもっと強化してほしい」、「補助金が事業総額の2分の1支払いのものが多く、使いにくい」、「事務局機能強化、人材育成に対する支援制度が必要」、「ソフト事業への支援強化を求める」といった意見があった。前章で指摘したように、現在の、ハード導入に対する補助、2分の1・3分の1補助が中心の国の

支援制度に対して、支援を受ける地域協議会側において不満が少なくないことがうかがえる。

4. 地域協議会の現状と課題

4.1 地域協議会の組織体制

アンケート調査から明らかになった以上の結果をもとにすると、地域協議会の現状と課題に

ついて以下のようにまとめることができる。

まず、地域協議会の組織体制について述べる。現在設立されている地域協議会には、地球温暖化対策推進法で地域協議会の制度が定められる以前から存在、活動をしていた環境パートナーシップ組織が、法律改正を受けて、自らを地域協議会として位置づけるようになった組織のほうだが、法律改正を受けて新規に地域協議会として設立された組織よりも多い。また、地域協議会は、主に市町村単位と都道府県単位で設立されているが、現時点では、市町村単位の組織のほうが多い。さらに、地域協議会は、市町村、NGO・NPO、各種地域組織、事業者関係などが主な構成員となっている。その中で、特に自治体が、地域協議会の運営、活動において中心的な役割を担っている場合が多いものと考えられる。一方、同じ地球温暖化対策推進法で位置づけがなされている地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの地域協議会への参加は進んでいない。

地域協議会の組織規模については、参加人数・団体が100未満、年間予算額が500万円以下の地域協議会が多数を占めており、比較的小規模な組織が多いものと考えられる。さらに、独自の事務局、専任事務局員を持っている地域協議会は非常に少なく、自治体が地域協議会の事務局機能を担っている場合が多い。これらから、活動の中心的な担い手や参加者の不足、財政基盤の弱さなどの課題を持つ地域協議会が少なく、多くの地域協議会が、人的・財政的な面で自治体に依存していることが明らかになった。

4.2 地域協議会の活動

地域協議会の活動実施面に関する現状について見ると、全体的には、イベント・シンポジウ

ム等の開催・参加をはじめとする広報・普及啓発関連の事業が7割近くと多数を占めている。一方で、現時点では、モデル・実践活動や地域の各主体の活動支援などに関する事業は多くない。当面の地域協議会の役割として、広報・普及啓発に加えて、モデル・実践活動、地域の各主体間のネットワーク化、などの取り組みを位置づけている組織は多いが、現時点ではそれらの取り組みにまで手が回っていない地域協議会は少なくないものと考えられる。今後は、モデル・実践活動や地域の各主体に対する活動支援、主体間のネットワーク構築・強化に関する取り組みも充実させていくことが地域協議会に求められる。

地域協議会ごとの実施事業数について見ると、年間の事業数が0もしくは1の組織が35%と、実質的に活動していない、活動が盛んではない、と捉えられる地域協議会が少なくないが、一方で、年間事業数が5を超え、比較的活発に活動をしていると捉えられる組織も同程度存在している。会議・活動等の実施頻度についても同様の傾向で、地域協議会によって大きな幅が見られる。これらから、地域協議会の活動の状況は、組織によって多様であることがうかがえる。そういった中で、地域協議会の活動の活性化、あるいは活動の方向性の明確化などに関する課題を抱えている組織は少なくない。

地域内の各主体との連携について見ると、いずれの主体についても、地域協議会への参加、という面では一定進んでいることが分かった。しかし、自治体との関係については、それに加えて、自治体からの地域協議会への支援、という形の連携は見られるものの、地域協議会の自治体の温暖化対策関連政策への参加、協力、といった形の連携は進んでいないことが明らかに

なった，NPO・NGO，各種地域組織，事業者との関係については，地域協議会による各主体に対する，研修の実施や相談・助言といった支援，主体間のネットワーク化の促進，といった取り組みはまだ進んでいないことが明らかになった。

これらからは，会員としての登録や運営会議への参加といった，地域協議会への各主体の「参加」という形の連携は見られるものの，地域協議会の活動実施時における各主体との実際の協力，あるいは地域協議会からの各主体に対する支援の実施，といった，地域協議会の活動における具体的な「協働」に関する取り組みの実施はまだ十分でないと捉えることができる。各主体の地域協議会への参加という段階から「もう一步踏み込んだ」，こうした各主体との連携に関する取り組みを進めていくことが地域協議会には求められる。

5．地域協議会の今後

5.1 活動が活発な地域協議会の特性

本研究によって，現時点での地域協議会は，組織ごとによって，組織体制，財政規模，実施事業などの面で非常に多様であることが明らかになった。地域協議会のあるべき姿は，地域の特性や規模，自治体の政策や市民等による運動の実情の違いなどに応じて，地域ごとに多様であるべきものと思われる。しかし，多様な主体を巻き込み，温暖化防止にかかわる取り組みを地域レベルで広く展開していく，ということは，どの地域協議会にとっても共通の目標であると思われる。本章では，これまでに明らかになった地域協議会の現状と課題を踏まえて，地域協議会の今後について考えてみたいが，まずは，既存の地域協議会の中で，活動が活発であると

捉えられる組織に見出される特性について明らかにしたい。

今回実施したアンケート調査からは，財政規模が比較的大きく，活発に活動をしていると捉えられる地域協議会には，次のような共通点が見出せる。第一は，市町村単位で活動をしている組織である。生活に身近であり，市民同士，あるいは市民と行政，事業者の間の距離が比較的近い市町村レベルという地域単位が，市民参加・協働型の温暖化対策に取り組みやすい単位になっているものと考えられる。

第二は，自治体による位置づけが条例・計画等によって明確になされている組織である。現時点では，人的・財政面という地域協議会の運営・活動における重要な部分が，自治体によって支えられている場合が多い。そのような現状を考えると，自治体の温暖化対策の推進組織として明確に位置づけられることが，地域協議会が活動を活発に行えるだけの十分な支援を自治体から得ることのできる条件になっているものと考えられる。

さらに，活動が活発であると捉えられる地域協議会には，位置づけがされている所在自治体の条例・計画自体が市民参加のもとに策定され，そのことを契機に設立された，という経緯をもつ組織も少なくない。地域協議会が設立される以前から市民参加等に関する取り組みが行われ，市民参加や協働などに対する意識や実践が地域に定着していることも，地域協議会の運営や活動を活発にさせている大きな要因になっているものと考えられる。本稿の冒頭で，温暖化対策における市民参加・協働の重要性について述べたが，地域協議会に関するこうした事実 は，温暖化対策に関するそうした主張を裏付けるものにもなっている。

以上を総合すると、市町村などの市民生活により身近な地域単位での活動、自治体による明確な位置づけ、所在する地域における市民参加・協働の定着、などが、地域協議会の活動を盛んにさせる要因の一部になっていると考えられる。これらの事実は、今後の地域協議会のあり方を考える上で何らかのヒントになると思われる。

5.2 今後の取り組むべき課題

次に、今後の地域協議会の活性化に向けて具体的に取り組むべき課題について、若干であるが考察したい。これまでの考察の結果、地域協議会の当面の大きな課題としては、担い手や財源などの組織基盤の強化、活動の活性化、などがあげられる。その中でも、特に重要な課題であり、取り組みが求められるのは、組織の事務局、コーディネート機能の充実であると思われる。地域協議会での取り組みのような、自治体と市民、事業者など、異なる主体が一同に会し、議論、合意形成、事業の推進、を行っていく市民参加・協働型の温暖化対策を進める上では、参加者間の調整や一連の作業の進行管理、さらには資金調達などを行うことができる、一定の専門性をもったコーディネーター役の存在が非常に重要になる。通常業務との兼任の自治体職員や、別に仕事をもつボランティア等による組織の事務局運営、コーディネートには、地域協議会の活動が盛んになるにつれ、一定の限界が訪れるものと考えられる。地域協議会が十分なコーディネート機能をもつようになるためには、やはり専任の事務職員等の確保が必要になると思われる。

今回実施した調査では、各組織の専任職員数の平均は、全体で0.8人であったのに対して、

実施事業数が5を超えていた組織の平均は2.1人であった。そして、専任の職員をもつ6地域協議会のうちの5組織は実施事業数が5を超えている。これらから、地域協議会の活動の活性化における、専任職員の存在の重要性が明らかとなる。

コーディネーター役を担うことができる専任職員、いわゆる人的資源を確保するために、地域協議会を運営する専任職員等の雇用、NPO・NGO等への事務局機能の委託の促進、などに関する取り組みに力を入れたり、支援制度の整備や充実を図ったりすることが、各地の地域協議会、あるいは自治体などに共通して求められる取り組みであると考えられる。現在はハード中心の補助となっている国の支援制度についても、そうした面に対する支援を充実させるよう、制度を変革していくことが必要である。

おわりに

本研究では、アンケート調査の結果などをもとにして、主に地域協議会の全般的な現状や課題について考察し、明らかにした。そのため、個別の地域協議会の組織体制、活動の現状については明らかにできていない。各地域協議会の活動を発展させていく上では、先進的な取り組みを実施している地域協議会、あるいは自治体、NPO・NGO等の事例に関する情報を蓄積していくことも重要である。よって今後は、個別の地域協議会を対象とした事例研究を進めていき、それをもとに、地域協議会の活動を発展させていく方策についてより深く考察していく必要がある。最後に、本研究の実施にあたりご協力をいただいた方々に厚く御礼を申し上げたい。

注

- 1) 本調査は、(特定非営利活動法人)気候ネットワーク・地域温暖化防止研究会の「地球温暖化対策地域協議会の活動と現状に関する調査」として実施した。調査結果全般については気候ネットワーク地域温暖化防止研究会(2005)を参照いただきたい。なお、本稿の内容についての責任は筆者にある。
- 2) ただし、環境省は、一主体や少人数での地域協議会の設立は適当ではなく、また市民が参加していることが望まれる、としている(環境省、2002)。
- 3) 環境パートナーシップ組織の概要、現状等については高橋(2004)を参照。
- 4) 京のアジェンダ21フォーラムの活動については田浦(2004)、KES環境マネジメントシステムスタンダードについては佐々木ほか(2004)、とよなか市民環境会議アジェンダ21の活動については佐藤(2004)、生ごみ堆肥化プロジェクトについては中村(2004)、大岡(2003)、を参照。
- 5) 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html> (アクセス:2005年1月20日)。
- 6) エネルギー安定供給や石油代替促進のための特別会計。石油税をはじめ、天然ガスや石炭に対する税などを財源としている。
- 7) 都道府県地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法(第24条)によって定められた組織で、温暖化対策に関する啓発・広報活動、活動支援、照会・相談活動、調査・研究活動、情報提供活動を行うことを主な目的としている。都道府県知事が都道府県内に一つの組織(財団・社団・特定非営利活動法人)に限って指定することができる。2005年1月時点で、31都道府県で指定されている。
- 8) 地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策推進法(第23条)によって定められた制度で、地域における温暖化対策の推進を図ることを目的に、それに関する熱意と識見を持つ者(市民

等)に対して都道府県知事が委嘱することできるものである。2004年4月時点で、35都道府県で3,410名が委嘱されている。

- 9) 環境省ホームページ(前掲)において地域協議会の活動事例が紹介されている。

文献

- 平岡俊一、2004、「自治体における市民参加型の地球温暖化対策」、日本科学者会議『第15回総合学術研究集会予稿集』:76-79。
- 環境省、2002、『地球温暖化対策地域協議会について』。
- 環境省、2004、『地球温暖化対策地域協議会設立状況』。
- 気候ネットワーク地域温暖化防止研究会、2005、『地球温暖化対策地域協議会の活動の現状に関する調査 報告書』。
- 中村義世、2004、「有機性資源を活用した地域循環型社会形成のための社会実験について」、『第30回日本環境学会研究発表会予稿集』:155-158。
- 大岡一馬、2003、「社会実験から広がる協働の輪—豊中市の事例から」、『月刊自治研』45-531:91-97。
- 佐々木明穂・和田武、2004、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」とその認証取得企業の研究」、『立命館産業社会論集』40-2:93-112。
- 佐藤徹、2004、「豊中市の環境マネジメントと環境パートナーシップ」、川崎健次・中口毅博・植田和弘編『環境マネジメントとまちづくり—参加とコミュニティガバナンス—』学芸出版社:178-204。
- 高橋秀行、2004、「環境パートナーシップ活動の進展と課題」、川崎健次・中口毅博・植田和弘編『環境マネジメントとまちづくり—参加とコミュニティガバナンス—』学芸出版社:105-134。
- 田浦健朗、2004、「市民・NGOが進める温暖化防止—省エネ・自然エネルギー普及活動の事例から—」、『環境と公害』34-1:27-30。

The Present Circumstances of Local Partnership Council on Global Warming Prevention in Japan.

HIRAOKA Shunichi *

Abstract: This paper discusses about present circumstances of “Local Partnership Council” on global warming prevention in Japan. The local partnership council is to promote local activities of global warming issue, defined by “Law Concerning the Promotion of the Measures to Cope with Global Warming”, and expected to increase their establishment. From the result of survey, there are certain tendencies, such as 1) local governments plays a main role in the organizational management, 2) most of the councils are comparatively small in terms of both number of members and budget, 3) their main activities are PR and inseminations. I also found that the local partnership councils, which conduct vigorous activities, have common feature, such as 1) councils’ working areas are limited within city or community size, 2) clearly recognized by local governments, 3) public involvement and partnerships have been developed in the community areas. In order to promote activities of the councils, developing and assigning coordinators for the managing the councils are important.

Keywords: Local Partnership Council on global warming prevention, global warming prevention, local government, citizen participation, partnership

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University